

武雄市キッズタウンステイ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東日本大震災の被災児童等の本市への滞在に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則(平成18年規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「被災児童」とは、東日本大震災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市区町村(東京都内の市区町村を除く。)に居住する中学生以下の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、キャンプ、合宿等を行い市内に宿泊する被災児童及びその引率者又は保護者のうち市長が認める者とする。

(対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、交付対象者が居住する被災地から本市までの間の移動及び市内宿泊施設での宿泊に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の移動及び宿泊に要する経費の実費相当額とする。ただし、交付対象者1人につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 移動費 30,000円
- (2) 宿泊費 1泊当たり5,000円(3泊を限度とする。)

2 補助の対象となる引率者又は保護者の人数は、2人(30人を超える場合にあっては、2人にその超える被災児童30人につき1人を加えて得た人数)を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、キッズタウンステイ事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 滞在計画書
- (2) 被災児童等の本人を証明する書類の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査のうえ、助成金交付の可否及び補助金の額を決定し、キッズタウンステイ事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月21日から施行する。